



福德だより

発行人 / 株式会社福德不動産 代表取締役社長 福島卓
編集・制作 / 株式会社福德不動産 オーナーコンサルタント部

新たな認知症対策・相続対策として噂の『民事信託』セミナー開催！

福岡の民事信託
第一人者

島田司法書士

講演決定！！

参加料
無料

開催日程

平成29年 3月4日 土

時間

13:30～15:30(休憩あり)

場所

(株)福德不動産 5階 研修室

定員

15名(先着順)



Q. 民事信託とは？

A. 自身の財産を、信頼できる人に託し、家賃等の利益をもらう人のために、特定の目的に従って管理・処分してもらう財産管理の手法です。

※信託銀行や信託会社が取扱っている信託とは異なります。



- 認知症になったら自宅を売却したくてもできないと聞いた。将来福祉施設に入ったら売却して生活費に充てたいのに困る。
- 将来的には収益物件を子供に任せたいが、自分が元気なうちは負担をかけたくない。良い方法はないか悩んでいる。
- 自分の場合、よく聞く「生前贈与」「相続税対策」が合わない。新しい方法があれば一度聞いてみたい。